

空き家フルリノベーション支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 空き家フルリノベーション支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅又はその部分をいう。
- (2) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、一戸建ての住宅をいう。
- (3) 空き家フルリノベーション改修 空き家を一定以上の断熱性能、省エネルギー性能及び耐震性能を有する住宅に改修する工事をいう。
- (4) Reチャレンジ水準 空き家フルリノベーション改修のうち、建物全体の快適性と環境負荷の低減を最大限まで追求する性能水準で、別に定めるものをいう。
- (5) Reアドバンス水準 空き家フルリノベーション改修のうち、建物全体の快適性と環境負荷の低減を高いレベルで確保する性能水準で、別に定めるものをいう。
- (6) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (7) ZEH水準 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。
- (8) 設備の効率化に係る工事 住宅の暖房設備や冷房設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備等の高効率化に資する工事をいう。
- (9) 省エネ改修 開口部、躯体等の断熱化工事及び設備の効率化に係る工事をいう。
- (10) 仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。
- (11) 誘導仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準」を満たす仕様をいう。
- (12) JIS 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。

(補助金の交付)

第3条 知事は、空き家の発生防止や利活用促進のため、民間事業者が空き家を取得し、販売を目的として空き家フルリノベーション改修する工事のうち、次に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 省エネ改修に関する事業で、省エネ改修実施後に住宅全体で Re チャレンジ水準または Re アドバンス水準に適合するもので、断熱性能及びエネルギー消費性能が第三者機関による評定書等により確認できるもの（取得予定であるものを含む。以下、「全体改修」という。）
- (2) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定に関する事業で、前号の省エネ改修と併せて実施するもの
- (3) 住宅の省エネ診断に関する事業で、第1号の省エネ改修と併せて実施するもの

2 知事は、次に掲げる要件を満たす事業を補助金の交付の対象とする。

- (1) 前項第1号の事業は、次の要件に適合するものであること。
 - ア 改修後の用途は専用住宅であること。ただし、住宅の一部に店舗等の非住宅部分がある場合は、住宅部分が Re チャレンジ水準または Re アドバンス水準に適合すること。
 - イ エネルギー計算は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。
 - (2) 前項第1号の事業は、改修前の状態で ZEH 水準を満たす省エネ性能を有していないこと。
 - (3) 当該事業に要する経費について、本補助金以外に重複して国、県、市町村等の補助金、助成金その他これらに類する交付金（本補助金に市町村が上乗せ補助するものを除く。）の交付を受けないこと。
 - (4) 補助事業は、規則第6条の規定による交付の決定日以降に着手するものとする。
- 3 同一の住宅に対して行う補助は、1回を限度とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条第1項に掲げる事業を行う民間事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

2 補助事業者は、代理者を定めて補助金の交付に係る手続を委任することができる。

(交付の対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に別表1に定める補助率を乗じて得た額の合計とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、同表に定める補助限度額を超える場合にあっては、当該限度額を用いて算定するものとする。

- 3 補助金の額の算定の基礎となる補助対象経費について、第3条第1項第一号の事業に係る省エネ改修の工事費が別表2に定めるモデル工事費を超える場合にあっては、モデル工事費を当該工事の工事費とみなして算定するものとする。
- 4 別表2にモデル工事費の定めがない工事については、補助事業者は、複数の見積もりを取るなどして工事に要する費用が適正であることを確認するものとする。
- 5 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方税法に相当する額は、補助対象経費から除外する。

（交付申請書の様式等）

第6条 規則第3条に規定する交付申請書は様式第1号によるものとし、当該申請書に添付すべき書類の様式等は、別表3のとおりとする。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、第8条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- 2 前項の規定による承認を受けようとする場合は、様式第3号に、別表3に掲げる書類のうち当該変更に係るものその他必要に応じて知事が指定する書類を添えて知事に申請しなければならない。

（軽微な変更）

第8条 前条第1項第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 補助対象経費の20パーセント以上の変更をすること。
- (3) 工事の内容を変更すること。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第9条 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとし、添付すべき書類の様式等は別表4のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
実績報告書	様式第4号	1部	補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた年度の2月の末日のいずれか早い期日とする。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者（この条において、補助事業の後に住宅を取得した者を含む。）は、補助金の交付の対象となった住宅及び設備の全部又は一部を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け若しくは担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 補助事業完了後 10 年間（耐用年数が 10 年未満のものにあつては耐用年数）を経過した場合

(事業実績の公表)

第11条 補助事業者は、県が行う空き家の発生防止や利活用促進に関する広報活動に協力するものとする。

- 2 県は、補助金の交付によって得られた成果の概要を公表できるものとする。ただし、補助事業者その他の補助事業に関係する者から支障がある旨の申出があつたときは、その全部又は一部を公表しないものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 30 日から施行する。

別表 1 (補助対象経費、補助率)

	事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
1	既存住宅の省エネ改修 (Re チャレンジ水準、Re アドバンス水準)	開口部、躯体等の断熱化工事の工事費	5 分の 4	省エネ改修、省エネ 化のための計画の 策定及び省エネ診 断の合計額 Re チャレンジ水準 の場合=2,000 千円/ 戸 Re アドバンス水準 の場合=1,200 千円/ 戸
		設備の効率化に係る工事の工事費 (た だし、開口部や躯体等の断熱化に係る 工事費の額以下とする。)	5 分の 4	
2	省エネ化のための計画 の策定	省エネ改修を行うために必要な調査・ 設計・計画に係る費用及び改修設計内 容について、第三者機関による評定書 等の取得に必要な費用	5 分の 4	
3	省エネ診断	省エネ診断に必要となる調査のための 費用及び既存住宅について、第三者機 関による評定書等の取得に必要な費用	3 分の 2	

別表 2 (モデル工事費)

A. 開口部、躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

(省エネ基準)

工事 内容	対象となる改修工事		モデル工事費※ ¹ (省エネ基準)	仕様・備考
	工事種別	工事規模		
窓	ガラス交換※ ²	1.4 m ² 以上※ ⁶	88 千円／枚	- 改修前の状態で仕様基準に適合していないこと。 - カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
		0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満※ ⁶	64 千円／枚	
		0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満※ ⁶	24 千円／枚	
	内窓設置※ ³ 外窓交換※ ⁴	2.8 m ² 以上※ ⁷	200 千円／箇所	
		1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満※ ⁷	160 千円／箇所	
		0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満※ ⁷	136 千円／箇所	
ドア	ドア交換※ ⁵	開戸：1.8 m ² 以上※ ⁷	288 千円／箇所	
		引戸：3.0 m ² 以上※ ⁷		
		開戸：1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満※ ⁷	256 千円／箇所	
		引戸：1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満※ ⁷		

(ZEH 水準以上)

工事 内容	対象となる改修工事		モデル工事費※ ¹ (ZEH 水準)	仕様・備考
	工事種別	工事規模		
窓	ガラス交換※ ²	1.4 m ² 以上※ ⁶	112 千円／枚	- 改修前の状態で誘導仕様基準に適合していないこと。 - カタログ等により、誘導仕様基準への適合が確認できるもの。
		0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満※ ⁶	80 千円／枚	
		0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満※ ⁶	32 千円／枚	
	内窓設置※ ³ 外窓交換※ ⁴	2.8 m ² 以上※ ⁷	272 千円／箇所	
		1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満※ ⁷	216 千円／箇所	
		0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満※ ⁷	176 千円／箇所	
ドア	ドア交換※ ⁵	開戸：1.8 m ² 以上※ ⁷	392 千円／箇所	
		引戸：3.0 m ² 以上※ ⁷		
		開戸：1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満※ ⁷	344 千円／箇所	
		引戸：1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満※ ⁷		

※1 モデル工事費とは、改修に係る工事の費用として、知事が定める工事費をいう。以下同じ

※2 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※3 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。

※4 外窓交換とは、既存窓を窓ごとに取り除き新たな窓に交換するものをいう。

※5 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。

※6 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※7 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

(省エネ基準)

工事内容	断熱材 の区分	モデル工事費 (省エネ基準)	仕様・備考
外壁	A～C	168 千円／m ³	- 改修前の状態で仕様基準に適合していないこと。 - カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。 断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。
	D～F	252 千円／m ³	
屋根・天井	A～C	60 千円／m ³	
	D～F	102 千円／m ³	
床	A～C	210 千円／m ³	<断熱材の区分> A～C 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 D～F 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034 以下
	D～F	316 千円／m ³	

(ZEH 水準以上)

工事内容	断熱材の区分	モデル工事費 (ZEH 水準)	仕様・備考
外壁	A～C	225 千円/㎡	- 改修前の状態で誘導仕様基準に適合していないこと。 - カタログ等により、誘導仕様基準への適合が確認できるもの。断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 <断熱材の区分> A～C 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 D～F 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034 以下
	D～F	338 千円/㎡	
屋根・天井	A～C	80 千円/㎡	
	D～F	137 千円/㎡	
床	A～C	280 千円/㎡	
	D～F	420 千円/㎡	

B. 設備の効率化に係る工事

設備種別		モデル工事費 (省エネ基準・ ZEH 水準共通)	仕様・備考
太陽熱利用システム※ ⁸		452 千円/戸	みらいエコ住宅 2026 事業において登録されている設備機器であること。
節水型 トイレ ※ ¹⁰	掃除しやすい機能 を有すもの	184 千円/台	みらいエコ住宅 2026 事業において登録されている設備機器であること。
	上記以外	168 千円/台	
高断熱浴槽※ ⁸		437 千円/戸	みらいエコ住宅 2026 事業において登録されている設備機器であること。
高効率給湯機※ ⁹		279 千円/戸	
電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)			
潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ [®])			
潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)			
ヒートポンプ・ガス瞬間式 併用型給湯機(ハイブリッド給湯器)			
節湯水栓※ ¹⁰		63 千円/台	
燃料電池システム		—	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可)
コージェネレーション設備※ ⁹		—	- 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可) - ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準 JIS B 8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV 基準) で 80 %以上であること。
蓄電池		510 千円/台	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。
LED 照明		—	工事を伴うものに限る。

※⁸ 設置を行った設備の種類毎に 1 台/戸を補助対象とする。

※⁹ 電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備のいずれかの 1 台/戸を補助対象とする。

※¹⁰ 設置を行った台数分を補助対象とする。

別表 3（交付申請書の様式等）

	書類の名称	注意点
1	事業計画書	・様式第 2 号による
2	交付申請額計算表	・添付様式第 1 号による
3	建築確認年月日及び延べ面積がわかるもの	・確認済証又は建築確認通知書の写し（確認済証を紛失した場合は台帳記載証明）
4	見積書（内訳書含む）又は工事請負契約書（内訳書含む）等の写し	・内訳書は使用する建材、寸法、仕様等が確認できるものとし、補助対象外の経費が含まれる場合は、それがわかるように明示すること。 ・モデル工事費の定めがない工事をする場合にあっては、当該工事に要する費用が適正であることを確認するために必要な書類。
5	位置図、平面図、立面図、断面図がある場合にあっては、これらの図面	・位置図は住宅地図等に住宅の位置を明示すること。 ・改修前の平面図、立面図、断面図に省エネ改修を行う位置と改修内容を明示すること。
6	工事内容説明書	・工事の種類に応じ、添付様式第 3 号から第 5 号までの様式による。 ・改修前の状態を示す根拠書類（設計図書、写真など）も併せて提出すること。
7	第三者機関による証明書等	・断熱性能及びエネルギー消費性能が基準に適合することが確認できるもの。 例）BELS 評価書、長期優良住宅建築等計画認定通知書、設計住宅性能評価書等の写し
8	耐震性能が確認できる書類	・構造計算書等
9	住宅の所有者がわかる書類	・登記事項証明書等
10	住宅の全景写真	・工事写真台帳の形式で撮影日及び撮影対象を明記すること。
11	改修する部分の写真	・工事写真台帳の形式で撮影日及び撮影対象を明記すること。 ・窓については、窓全体が写る全景写真とガラス及び建具の様子がわかる近景写真を撮ること。
12	口座振替等届出	・添付様式第 6 号による。 ・補助金の振込先を記載すること。
13	その他、必要に応じて知事が指定する書類	

（注意）

省エネ診断又は省エネ化のための計画の策定をする場合において、交付申請時点で省エネ改修の内容又は評価・認証が定まっていないため上記の添付書類の一部を提出できないときは、添付様式第 7 号による代替文書に代えることができる。この場合において、省エネ改修の内容が決まったときは、速やかに様式第 3 号による事業内容等変更承認申請書に、上記の添付書類のうち代替文書に代えた書類を添えて知事に提出するものとする。

別表 4（実績報告の様式等）

	書類の名称	注意点
1	事業実績書	・ 様式第 5 号
2	補助金精算額計算表	・ 添付様式第 2 号 ・ 実際に対象工事にかかった費用が分かるものを添付すること。
3	工事請負契約書(内訳書含む)等の写し	・ 交付申請時に提出している場合は不要
4	領収書の写し	・ 住宅の所有者が補助対象経費を支払った際の領収書。
5	省エネ診断又は省エネ化のための計画の策定をした場合にあっては、当該事業の成果品	
6	工事施工中の写真	・ 交付申請又は事業内容等変更承認申請の内容のとおり確かに施工されていることが確認できるよう工事施工中の現場の写真を撮ること。 ・ 施工後に隠れて見えなくなる部分があれば、その写真を重点的に撮ること。 ・ 工事写真台帳の形式で撮影日及び撮影対象を明記すること。
7	工事完了後の写真	・ 工事完了後の現場の写真及び材料の仕様（製品型番号など）がわかる写真を撮ること。 ・ 工事写真台帳の形式で撮影日及び撮影対象を明記すること。
8	第三者機関による証明書等	・ 交付申請時に提出している場合は不要
9	気密性能が確認できる書類 (Re チャレンジ水準のみ)	・ 気密測定結果報告書等。
10	耐震性能が確認できる書類	・ 交付申請時に提出している場合は不要
11	製品の仕様や工事内容が確認できる書類	・ 出荷証明書、施工証明書等
12	その他、必要に応じて知事が指定する書類	・ 第三者機関の評価を受けた内容に変更が生じた場合は、変更後も基準に適合していることを示す根拠書類等。